

令和元年台風第19号等災害見舞金のご案内

(令和2年1月31日現在)

1 災害見舞金の内容

令和元年台風第19号等による大雨に係る被災者に対し、基準に該当した場合、見舞金を支給いたします。申請には期限がございます(令和2年2月28日)のでお早目に手続きをお願いいたします。

2 支給対象及び金額

災害見舞金は下表の基準により、支給いたします。それぞれ対象となるのは、被災日現在で仙台市にお住まいである世帯(店舗、事務所、作業場等のほか、実際にお住まいの住居以外の建物被害は対象外)です。

住家の被害程度	被災人員数	支給金額
床上浸水・半壊の世帯※	1人	1万円
	2～4人	3万円
	5人以上	5万円

※被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による給付や災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急仮設住宅の供与若しくは住宅の応急修理を受けた世帯は支給対象外

※床上浸水の罹災証明書をお持ちの方でも、マンションやアパートなどの2階以上にお住いの場合は支給対象外となる場合があります

3 申請方法等について

対象となる申請者(受取者)、添付書類等は、下表のとおりとなります。同封している「令和元年台風第19号等災害見舞金支給申請書(様式第1号)」に必要事項を記入し、添付書類同封のうえ、ご申請ください。

申請者(受取者)	被災日時点の世帯主 (ただし、被災日時点の世帯主が死亡の場合は、新たな世帯主が申請できます。)
添付書類	① 本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証等の写し) ② 預金口座通帳の写し(申請者名義のもの) ※以下の書類は、関係情報の閲覧に同意いただける場合は、不要です(申請書にご署名ください)。 ③ 罹災証明書(「罹災届出証明書」では申請できません) ④ 世帯全員の住民票の写し
留意事項	・「預金口座通帳の写し」は、申請者名義の口座で、金融機関名、取引店名、種目、口座番号、申請者名義(フリガナ)が印字された部分の写しが必要です。 ・世帯全員の住民票の写しについては、各記載項目に省略事項のないものをご提出ください(被災日以降住所を異動した場合は、前住所の記載があるもの)。
申請期限	<u>令和2年2月28日(金)</u>

4 その他留意事項

(住家、世帯の要件について)

- 令和元年10月12日時点で、居住地に住民登録をしていなかった場合（令和元年10月12日より後に転入届を行った場合を含む）は、上記3に記載した添付書類に加えて、電気・ガス・水道料金（うち1種類以上）の領収書または支払証明書（令和元年9月・10月分の2か月分程度）を添付のうえご相談下さい。支給が可能かどうか、審査いたします。
- 同一住居に住民票上二世帯が同居している場合は、それぞれの世帯で申請することができます。（添付書類については、それぞれの世帯主分が必要となります。）

※公共料金の領収書等については、「生活の本拠」がどこにあったかを確認するものです。公共料金の領収書を添付することにより、災害見舞金の支給が認められるものではありません。

(申請について)

- 同封の返信用封筒に必要書類を同封のうえご返送をお願いします。なお、下記担当課窓口での申請も可能です。

(審査について)

- 郵送または窓口で申請書を提出していただき、受理後、審査の上で支給を決定します。**申請内容によっては支給できない場合もございますのでご了承ください。**
- 申請の内容によっては、仙台市より後日お電話やお手紙で問い合わせをさせていただく場合がございます。

5 申し込み先・お問い合わせ先

【郵送の場合の送付先】

〒980-8671 仙台市健康福祉局社会課 災害見舞金担当

【直接お持ちいただく場合】

受付時間 9時～16時30分まで（平日のみ）

受付場所		所在地	電話番号
青葉区役所	6階 保健福祉センター管理課	青葉区上杉1-5-1	022-225-7211（代表）
宮城野区役所	2階 保健福祉センター管理課	宮城野区五輪2-12-35	022-291-2111（代表）
若林区役所	2階 保健福祉センター管理課	若林区保春院前丁3-1	022-282-1111（代表）
太白区役所	3階 保健福祉センター管理課	太白区長町南3-1-15	022-247-1111（代表）
泉区役所	東庁舎2階 保健福祉センター管理課	泉区泉中央2-1-1	022-372-3111（代表）
市役所本庁舎	5階 社会課	青葉区国分町3-7-1	022-214-8541

【問い合わせ先】

社会課 管理係

電話番号：022-214-8541（平日8時30分～17時まで）

E-mail：fuk005320@city.sendai.jp（件名に「災害見舞金について」と入れてください）